

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 総務省)

【事務・事業名】 石油等の屋外タンクに関する審査	
1. 根拠法令	消防法第11条の3、第14条の3
2. 実施主体	危険物保安技術協会
3. 従事者数	41名 (H17.4.1現在職員数) 検査要員: 26名
4. 予算額	1,554,674千円 (平成17年度予算額)
5. 事務・事業の内容	危険物保安技術協会は、市町村長等の委託に基づいて高度の専門技術的判断を必要とする大規模な屋外タンクに係る審査を行っている。
6. 民間開放の状況	従来より、民間法人は市町村長等から委託を受け審査を行うことができる。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	大規模な屋外タンクは、平成15年に発生した出光興産(株)北海道製油所屋外タンク火災に見られるように、事故が発生した際の危険性が非常に高く、周囲の環境への影響も甚大で、その安全の維持確保は国民の生命及び財産の安全に直結するものであるため、特に高度な技術的審査が必要である。一方、大規模な屋外タンクについて、個々の市町村長等がそれぞれ高度な技術的審査を行う体制を整えることは効率的ではない。そのため、屋外タンクの専門家をプールし、市町村長等からの屋外タンクの審査の要請に対して常時確実に受け皿となる専門機関が最低一つ必要である。
8. 更なる民間開放についての見解	6. 民間開放の状況に記述したとおり、民間開放されているが未だ参入がない状況である。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名： 総務省〕

【事務・事業名】 石油等の屋外タンクに関する審査

9. 個別の質問項目

石油等の屋外タンクに関する審査を、民間の自主規制に委ねることについての貴省の見解如何。

大規模な屋外タンクにおいて事故が発生した場合には、当該施設の有る事業所のみではなく、周辺住民の生命、財産等にも重大な脅威を与える恐れがある。また、周囲の環境への影響も甚大であると同時に石油エネルギー供給に支障を来す等、国民や企業の社会活動に著しい混乱をきたすことが想定される。一方、設置からの経過年数の長期化に伴う施設の老朽化、設備の点検・維持補修投資の減少等の影響から、屋外タンクを含めた危険物施設における事故が増加傾向にある。

このような事情を鑑みると、市町村長が石油等の屋外タンクに関する審査を委託する機関には厳しい公正・中立性が必要であり、民間の自主規制に委ねることはできない。

石油等の屋外タンクに関する審査自体は、裁量の余地がない定型業務であるため、少なくとも実施主体は完全に民間に委ねるべきと考えるが貴省の見解如何。

従来より、民間法人は市町村長等から委託を受け、石油タンク等に係る技術的な審査審査を行うことができることとなっている。

一方、屋外タンクの許可・検査に係る審査業務の安定的な実施にあたっては、大規模な屋外タンクの審査等の要請に対する確実な受け皿として、高度な専門知識を有する審査機関が常時最低一つ確保されていなければならない。そのため、設立及び解散が自由である民間企業のほか、民間法人である危険物保安技術協会に業務を行わせることで、国民の安全を確保する本制度の運営を担保しているところ。

特定タンクとそれ以外のタンクについて、審査手続きや審査水準の違いをご教示願いたい。

特定屋外タンクについては、事故が発生した場合の影響が非常に大きいことから、小規模な屋外タンクに規定されている基準に加え、タンク本体に作用する荷重やタンク本体の溶接方法、タンクの基礎や地盤の支持力等の技術上の基準や内部点検等に関する詳細な規定が定められている。

これらタンク本体の溶接部、基礎や地盤については、完成した段階で基準適合を確認することが困難であることから、工事の途中段階において検査を受けることが義務づけられている。

また、許可及び検査に当たっては、小規模な屋外タンクに必要な消防法令の技術基準に関する知識のみならず、機械工学や土木工学といった専門知識及び溶接部の非破壊検査に関する知識や経験が必要とされるものである。このことから、市町村長等は、特定屋外タンクの許可や検査に際して、高度な知識や経験を有する危険物保安技術協会にその審査の委託をすることができることとされているところである。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。